

成年年齢が18歳に引き下げられました

問町民課 ☎内線267

令和4年4月1日から、民法改正によって成年年齢が18歳に引き下げられました。

これにより、18歳になると「大人」とみなされ、保護者の同意なしに契約等ができるようになります。



18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと（これまでと変わらないこと）
<ul style="list-style-type: none">・親の同意なしでの契約（携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、一人暮らしの部屋を借りる、など）・10年有効のパスポートを取得する・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る・結婚（女性の結婚可能年齢が18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に）・性同一障がいの人が性別の取扱いの変更審判を受けられる	<ul style="list-style-type: none">・飲酒をする・喫煙をする・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券等）を買う・養子を迎える・大型、中型自動車運転免許の取得

未成年者は、判断能力が十分でないことから、契約をするときは親権者などの同意が必要とされています。このため、未成年者が親権者などの同意を得ずに結んだ契約は取り消すことができます（民法に規定の未成年者取消権）。

しかし、成年年齢が引き下げられたことにより、18歳から自分で契約ができるようになり、「未成年者取消権」は行使できなくなります。

契約には様々なルールがあり、知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる危険性があります。また、社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙う悪質な業者もいます。

消費者トラブルに巻き込まれないために、お金を使ったり契約をしたりする際にはよく考え、注意して行動しましょう！

町でも、実際に被害に遭った方がいらっしゃいます。
詐欺から身を守るために、特殊詐欺被害防止機能等の固定電話対策が効果的です！

○特殊詐欺被害防止機能とは：
着信が鳴る前に、相手方に「この電話の通話内容は、防犯のために録音されています」などの警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能のことです。電話機そのものについているものもあれば、自宅にある電話機に外付け機器をつけることもできます。

「キヤッショカードを預かります」「医療費の還付があります」
これらの文言は、詐欺！

（町では、特殊詐欺被害防止機能付き電話等の購入費を一部補助しています！）

詐欺の電話にご注意！

【申請受付期間】
令和5年1月13日（金）まで
▼申請方法など、詳しくは町ホームページをご覧いただ
か、お問合せください。

【対象の方】
①町内在住で70歳以上
②町税等の滞納がない方
③電話機に録音された音声情報を警察に提供できる方
④暴力団員等ではないこと

【対象機器】
自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージが流れ、録音機能がある機器